



GRI 鉱山・金属業補足文書
GRI Mining and Metals Sector Supplement
パイロット版 (バージョン 1.0)

「GRI サステナビリティ・リポーティング・
ガイドライン 2002」(抄録)との統合版

2005 年 2 月

グローバル・リポーティング・イニシアティブ (GRI)

GRI 鉱山・金属業補足文書プロジェクトについて

「GRI 鉱山・金属業補足文書」は、国際金属・鉱業評議会(ICMM)とグローバル・リポーティング・イニシアティブ(GRI)が共同で呼びかけ組織した、多様なステークホルダー(利害関係者)の参加によるワーキンググループによって作成されました。

プロジェクト共催団体－国際金属・鉱業評議会(ICMM)



ICMM は、世界の主要鉱山・製錬会社、地域・国の鉱業協会、非鉄金属の製品協会の代表らが直接主導している国際組織で、「現代生活に欠かせない採掘・鉱物・金属産業を活性化し、持続可能な開発に貢献すること」をビジョンに掲げています。

ICMM では、相互に関連する 4 つの要素から構成される「持続可能な開発への枠組み」を設けています。第一の要素は 10 の基本原則からなり、ICMM 会員企業はこの原則に従って持続可能な開発に向けた自社のパフォーマンスを測定し、外部に報告することを約束しています。本補足文書と「GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」(GRI ガイドライン)は、ICMM 会員企業がこの約束を実行するための基盤を提供します。

この原則に加え、持続可能な開発への枠組みには、第三者検証制度やオンラインを活用した優良事例の普及が含まれています。ICMM や同枠組みに関する詳細は、ICMM ウェブサイト www.icmm.com をご覧ください。

法的責任

持続可能性報告の推進を目的とした本文書は、世界各地の報告書作成組織ならびに報告書活用者代表の参画による、独自の「マルチ・ステークホルダー・プロセス」によって作成されています。GRI理事会および事務局は、すべての企業・団体にGRIガイドラインおよび本補足文書の活用を推奨しますが、GRIガイドラインまたは本補足文書に全面的もしくは一部基づいた報告書の作成・発行については、作成者側が全面的に責任を負うものとします。GRI理事会および Stichting Global Reporting Initiative は、報告書作成におけるGRIガイドラインおよび本文書の使用、もしくはGRIガイドラインおよび本文書に基づいた報告書の活用による、直接的または間接的に生じた結果または損害に対し、いかなる場合においても責任を負わないものとします。

お問い合わせ

本補足文書と活用方法に関するご質問・ご意見は、下記までお寄せください。

GRI Secretariat
PO Box 10039, 1001 EA Amsterdam, The Netherlands
Tel: +31(0)20 531 00 00 Fax: +31 (0)20 531 0031
E-mail: guidelines@globalreporting.org
Website: www.globalreporting.org

日本語版作成

本補足文書の日本語訳は、ICMM の支援により実現いたしました。この場を借りて、御礼申し上げます。

監修: GRI 事務局

翻訳: 待場 智雄(GRI アソシエート)

レビュー: 金井 俊治(住友金属鉱山)、鹿島 亨(三菱マテリアル)

なお、正式な版は英語版であり、日本語版と英語版の相違については英語版を優先してください。両版ともに、GRI ウェブサイト www.globalreporting.org からダウンロードが可能です。

* Stichting Global Reporting Initiative は、GRI のオランダでの登録名称。

本文書内の GRI 2002 Sustainability Reporting Guidelines(英語版)から抜粋した部分については、日本語版として発行されている「GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」と若干表記・表現が異なる場合があります。

著作権等に関するおことわり

本補足文書の著作権はGRIに属します。持続可能性報告書の作成もしくは論評をする目的に限り、本文書をGRIへの事前承諾なしに複製または配布しても構いません。これ以外の目的に供する場合、GRIからの文書による事前承諾なしに本文書もしくはその抜粋を複製・保存・譲渡することは、いかなる形式でも認められません。

“Global Reporting Initiative”, “GRI”, “Sustainability Reporting Guidelines”の名称、およびGRIのロゴはGlobal Reporting Initiativeの登録商標です。

© Global Reporting Initiative (GRI) 2005

この文書の使い方

GRIは、「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」(以下、GRIガイドライン)と併用される「鉱山・金属業補足文書」の“パイロット版”をここに公表する。

GRI ガイドラインは、GRI が発行する他の文書すべての基盤となっている。GRI ガイドラインは、報告組織と報告書の活用者の双方に最も関連すると認識された報告内容を提示している。

GRI は、GRI ガイドラインで求められる一般的な情報を補うために、業種別ガイダンス開発の必要性を認識している。これは、より有用で揺るぎない報告を可能にし、業種や地域の違いを超えて GRI ガイドラインの適用を容易にするために不可欠である。GRI では、「業種別補足文書」という形式で各業種に適したガイダンスを提供するため、様々なパートナー団体の参画を進めてきた。業種別補足文書は GRI ガイドライン(2002 年版)を補完するよう設計されており、同ガイドラインに取って替わるものではなく、併せて利用されるべきである。

業種別補足文書は、特定の業種にとっては持続可能性報告に不可欠な課題であるのに、GRI ガイドラインでは扱われていないものを取り上げる。GRI ガイドラインと業種別補足文書の双方を開発することで、GRI の枠組みを用いた報告書の業種内および業種間での比較可能性を向上させている。

この「鉱山・金属業補足文書」(以下「補足文書」と呼ぶ)は、報告書作成の担当者が活用しやすいよう、GRI ガイドラインの抄録と一緒に組み込んでいる。補足文書向けに新たに作成された内容を青字で表記し、従来からあるガイドラインの内容を黒字で示した。この結果、ガイドラインと補足文書が統合され、利用しやすい文書になっていると期待している。

GRI ガイドラインに所収されている本文、ガイダンス、資料の多くは便宜上省略しているが、この補足文書を利用する際に省略部分は関係ないという意味ではない。この補足文書では、GRI ガイドラインの参照すべき部分が容易に探し出せるよう、日本語版のページ番号とウェブサイト(英語)のアドレスを表記した。

なお、GRI ガイドライン(2002 年版)ならびに本文書の日本語版は、GRI ウェブサイト www.globalreporting.org/Japanese からダウンロードできる。

目次

パート A: GRI ガイドラインと鉱山・金属業補足文書の使い方	6
はじめに.....	6
GRI ガイドラインとは?	6
GRI を活用した持続可能性報告書とは?	7
GRI ガイドラインの対象組織	7
GRI の枠組みを用いた報告	7
GRI ガイドラインのパート A に含まれているガイダンス	8
鉱山・金属産業における持続可能性報告の背景説明	8
記述的表現を用いて報告される内容	9
パート B: 報告原則	12
はじめに.....	12
報告原則の構成.....	12
パート C: 報告書の内容	14
パート C の概要.....	14
GRI ガイドラインに基づいた報告書の内容	14
1. ビジョンと戦略.....	14
2. 報告組織の概要.....	15
3. 統治構造とマネジメントシステム.....	18
4. GRI ガイドライン対照表.....	21
5. パフォーマンス指標.....	21
経済的パフォーマンス指標	21
鉱山・金属業向けの新しい指標	23
環境パフォーマンス指標	24
鉱山・金属業向けの新しい指標	27
社会的パフォーマンス指標	28
労働慣行と公正な労働条件.....	29
人権	30
社会	32
製品責任	33
鉱山・金属業向けの新しい指標	34
パート D: 用語解説および GRI ガイドラインの付属文書	35
付録 1: 報告書に必要な内容と作成方法について	36
付録 2: 報告に関する一般的な注意.....	39
付録 3: 鉱山・金属業補足文書の作成プロセス.....	41
付録 4: GRI-ICMM ワーキンググループ・メンバー.....	42

パート A: GRI ガイドラインと鉱山・金属業補足文書の使い方

はじめに

GRI は長期的かつ国際的な取り組みであり、多様なステークホルダーが参加している。その使命は、全世界で適用可能な GRI ガイドラインを策定・普及させることである。このガイドラインは、組織¹が活動内容や製品・サービスの経済・環境・社会的側面について報告するために自発的に活用するものである²。GRI ガイドラインの目的は、報告組織が持続可能な社会に向けてどのように貢献しているかを明確にし、組織自身やステークホルダーが理解しやすくすることである。

GRI ガイドラインとは？

GRI ガイドラインは、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みである。その主な役割は――

- 組織全体の持続可能性報告書を作成する際の方針や具体的な内容を示す
- 組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを正確かつバランス良く開示する手助けとなる
- 幅広い業種や地域において事業展開する様々な組織の特性を考慮しながら、持続可能性報告の比較可能性を増強する
- 規範やパフォーマンス基準、自主的なイニシアティブに対する持続可能性パフォーマンスのベンチマークや評価を可能にする
- ステークホルダーとのかかわりを促進するツールとなる

一方、ガイドラインは以下のものではない

- 行動規範、行動方針の策定
- パフォーマンスの基準(例: 特定の汚染物質に対する削減目標など)
- マネジメントシステム

また、ガイドラインは以下のものを提供するものでもない:

- 内部のデータ管理や報告システムを構築するための手引き
- 報告書の作成や、報告書の監視や第三者検証実施の手法

<GRI ガイドラインの 5 部構成>

序文	持続可能性報告を促進する背景と作成の利点
パート A: ガイドラインの使い方	ガイドラインを活用するための全体的な解説
パート B: 報告原則	ガイドラインの基礎となり、厳密な報告を促進するための原則と取り組み
パート C: 報告書の内容	報告書の具体的な内容
パート D: 用語集と付属文書	追加の手引きと参考資料

¹ 組織には、企業、政府、NGO などを含む。すべての組織が GRI の対象に含まれる。発足当初は、政府や NGO は近い将来に追随すると予想し、優先的に対象を企業とした。

² GRI では、シチズンシップ(市民性)報告、社会性報告、トリプル・ボトムライン報告など、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスをカバーした報告をすべて「持続可能性報告」と呼んでいる。

GRI を活用した持続可能性報告書とは？

GRI ガイドラインでは、持続可能性報告は経済・環境・社会の 3 要素(トリプル・ボトムライン)から構成されている。この構成は、現存する持続可能性の定義として最も広く受け入れられている手法として選択しているが、持続可能性という複雑な概念をこのような 3 要素に単純化することによって生じる問題も存在する。持続可能性を実現するためには、将来を犠牲にすることなく現在の経済・環境・社会におけるニーズのバランスを取ることが必要である。持続可能性を 3 つの要素で定義することで、本来総合的に考えなくてはならないものを個別に考えてしまう恐れもある。しかしこれらを考慮した上で、トリプル・ボトムラインは幅広い層に適用できる入り口であり、難題を解決するための妥当な第一歩として支持されている。今後、持続可能な発展に向けたパフォーマンスを測定する方法の議論が進むとともに、GRI はガイドラインの構成と内容も改善を続けていく。

GRI ガイドラインの対象組織

GRI ガイドラインの利用は任意である。また、ガイドラインは組織の規模や形態を問わず、あらゆる地域の組織で適用することが可能である。GRI ガイドラインは、その組織の報告経験がどんなレベルであっても柔軟に利用できるよう設計されている。ガイドラインに示された一連の情報をすべて報告することにしてもよいし、一部分を適用して徐々にすべての情報の報告に取り組むことにしてもよい。公的機関やその仕事内容に適切な周期で報告を行ってもよい。

ガイドラインが意図しているのは、経済・環境・社会的パフォーマンスや関連する情報の開示をマネジメントしようとする取り組みを補足することである。したがって、GRI ガイドラインやそれに基づく報告書は、法的な報告義務や情報開示要求事項にとってかわるものではないし、ましてや、国・地域の条例や法律を上回るものでもない。報告組織はガイドラインで必要としている情報開示が、国の法規制や、条例、協定などにより制限される場合には、報告書にそのことを明記することがのぞましい。

GRI の枠組みを用いた報告

GRI の報告の枠組みは、3種類の文書から成り立っている。これらを合わせた全体が、組織レベルでの経済・環境・社会の持続可能性に関する測定と報告のための包括的な枠組みである。GRI の報告の枠組みには以下の文書類が含まれる。

- **GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン(GRI ガイドライン)**:このガイドラインはすべての GRI 文書類の基盤となっており、規模、業種、場所を問わずすべての組織に広く適合して核となる内容の概要を示している。GRI の枠組みを利用して報告しようとするすべての組織は、報告書の基盤としてこのガイドラインを利用し、適用可能なその他の GRI 文書類を補完的に利用すべきである。
- **業種別補足文書**:GRI の補足文書は、特定の業種にとっては持続可能性報告に必要不可欠でありながら、特定の範囲の報告組織や業種にしか関係しないため、GRI ガイドラインに書かれていない課題を取り扱っている。
- **プロトコル(測定規定)**:GRI では、特定の指標の測定に関して望まれる内容など、GRI の枠組みにおける様々な技術的側面に関する具体的なガイダンスを示す、一連のプロトコル(測定規定)を作成中である。

GRI に関する詳細情報、または GRI ガイドライン(2002 年版)や他の GRI 文書類を入手するには、GRI のウェブサイト www.globalreporting.org を参照。

この補足文書は、報告に携わる実践家が容易に利用できるよう、報告書作成の担当者が活用しやすいよう、GRI ガイドラインの要約を一緒に組み込んでいる。GRI ガイドラインに所収さ

れている本文、ガイダンス、資料の多くは便宜上省略しているが、この補足文書を利用する際に省略部分が適合しないという意味ではない。この補足文書では、GRI ガイドラインの参照すべき部分の全文が容易に探し出せるよう、印刷版のページ番号とウェブサイトのアドレスを表記した。

GRI ガイドラインのパート A に含まれているガイダンス

GRI ガイドラインのパート A には、ガイドラインの適用および持続可能性報告の作成に関連する側面について、以下のような有用なガイダンスが含まれている。

- GRI ガイドラインとその他の持続可能性マネジメント・ツールとの関係
- 報告書に必要な内容と作成方法(柔軟性、段階的報告、準拠した報告を含む)³
- 報告の頻度と媒体、報告書の信頼性

上記のようなガイダンスはこの補足文書では割愛したが、詳細な情報を求める読者は GRI ガイドラインを参照されたい。

パート A に含まれる一般的なガイダンスの全文は、GRI ガイドライン日本語版 13~24 ページ、もしくはウェブサイト(英語)www.globalreporting.org/guidelines/2002/a08.aspを参照。

鉱山・金属産業における持続可能性報告の背景説明

本補足文書は、鉱山・金属企業の事業運営の中で、持続可能な発展をめぐる各企業レベルの議論に重要な側面のうち、「GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」(GRI ガイドライン)の報告要素およびパフォーマンス指標に含まれていないものを特定する。この項では、同産業における持続可能性報告の背景と主要な包括的課題について概観する。鉱山・金属事業には、事業あるいは事業の進捗レベルに応じて、探鉱、フィージビリティ・スタディー、建設、採掘・金属製造(加工、リサイクルを含む)、閉山の分野が含まれる。金属鉱石の採掘と金属の製造は、現代社会や産業連鎖において不可欠な存在であり、その活動と製品は広範な集団と相互につながっている。

鉱山・金属産業における持続可能性報告に関連する項目は数多くあるが、すべてが簡単にパフォーマンス指標に置き換えられる内容とは限らず、時には定性的に取り扱う必要がある。しかし、資源保有国政府への移転支出など重要課題の定量的な評価(例:「資源採取産業透明性イニシアティブ」⁴)や付加価値など経済的側面の理解を進める動きが、いくつかの分野で進行中である。

各企業は、事業所および会社単位において、多様な読者のために異なる様式で広範な情報を作成している。GRI の報告枠組みは、事業所数の多少に関係なく企業全体として報告するための、組織レベルの指標を特定することを目指している。持続可能性報告は、プロジェクトレベ

³ 一部は、本補足文書の付録 1(36 ページ)で入手可能である。

⁴ 資源採取産業透明性イニシアティブ(Extractive Industry Transparency Initiative - EITI)は、石油・ガス・鉱石など天然資源採取による企業収益の資源保有国政府への還元や採取権料の支払いをめぐる透明性を向上するため、2002 年に英国政府の主導により始められた。先進国・途上国政府のほか、採取企業、NGO などが参加し、企業から政府への移転支出に関する報告ガイドラインなどを作成している。詳しくは、www2.dfid.gov.uk/news/files/extractiveindustries.aspを参照。

ルの調査・関連文献など、企業がすでに提供している他の開示情報やコミュニケーションを補完し、それらに枠組みや文脈を付与するものである。持続可能性報告書にはプロジェクトや事業所に関連した情報も含まれるが、ステークホルダー・グループが関心を持つプロジェクト・事業所レベルの情報をすべて特定することを意図したものではない。

組織レベルの報告枠組みとして、当該組織を全体として記述する必要性と、それらの情報が意味を持つために細部を記述する必要性の間でバランスの取れた指標が必要となる。分野によっては、多様な国・文化を超えて運営される組織について、意味ある情報を提供できる一般的記述や指標の開発はまだ実現していない。特定の条件や場所においてのみ、意味が出てくる情報もある。時には、事例紹介が持続可能な開発に対する当該企業の方針を提示する有効な手段となる場合もある。パフォーマンス指標に対応する報告は、課題・プロセス・成果に関する事例紹介によって補完されるべきである。事例を用いる際には、それが報告組織を代表するものでなければならない。すなわち、その組織が活動する地域や会社・地域別の課題を偏りなくカバーし、パフォーマンスのよい例、悪い例を取り上げるべきである。

どの事例を紹介するか、事実や事件が“重大”であり開示すべきかどうかに関する決定は、GRI ガイドラインのパート B に列挙された「網羅性」「適合性」などの報告原則に基づいて行われるべきである。とくに、報告書活用者の決定に影響すると考えられる情報は提供されるべきである。報告組織は何が“重大”かを決定するのに使用したプロセスや基準を、個別指標ごともしくは要約した声明として表記を適切に行うべきである。

ステークホルダーの関心対象分野の中には、財務報告や、「歴史的に不利な立場に置かれた南アフリカ人」に関する法に準拠した南アフリカ政府への報告など、既存の規制や法律で開示が義務化されているものもある。企業は、GRI ガイドラインのパート B に記された報告原則を考慮し、各自のビジネスとの関連においてどう原則が適用されるべきかを熟慮することが大切である。

持続可能性報告書を準備するに当たり、報告組織はコミュニティ(地域社会)レベルでの社会・経済的能力開発など重要な課題や他の主要な事項について、総合的な取り組み方に関する情報を提供することが重要である。こうした情報は、より詳細なパフォーマンス指標に対応する報告を補完し、背景の概要を伝えるのに役立つだろう。

パートナーシップの形成は、鉱山・金属産業における持続可能な開発へ向けた難易度の高い課題を解決するのに重要な役割を果たす。各企業は、生物多様性やコミュニティ開発など異なる分野での課題に対応するために構築してきたパートナーシップについての考察を、文章での記述により記載するのがよい。

各企業はさらに、情報の記載言語に関する方針を定義すべきである。例えば、文書が英語で書かれているのに、当該企業のプロジェクトの多くが英語を公用語としない地域で行われている場合、その地域の言語で記載された情報を別に提供する、もしくは個別のプロジェクトのウェブサイトでは他言語に対応する、などの方針を決めるのがよいだろう。

本補足文書の作成プロセスは、進行中の他団体の活動に取って替わるか重複するものではなく、国連などの支援の下に実施されている他の取り組みの経験を反映させることを目指している。本文書は“生きた”文書として、他の取り組みによる成果を取り入れ、将来改訂を行うものとする。

記述的表現を用いて報告される内容

持続可能性報告を行う際、以下のような重要課題については、文章での記述による開示で取り扱うのが最も適当である。

ステークホルダーの参画…GRI ガイドラインでは、報告要素 2.9(17 ページ)で報告組織が特定したステークホルダーの種類を記載するよう求め、要素 3.9~3.12(19 ページ)においてステ

ークホルダーの参画に関する基本的事項をおさえている。組織内外のステークホルダーの参画は、鉱山・金属事業のプロジェクト・サイクル全体において重要であるが、参画へのアプローチは以下の側面によって違ってくるだろう。

1. プロジェクト・サイクルの段階(探鉱、フィージビリティ・スタディー、建設、採掘・金属製造[加工、リサイクルを含む]、閉山・工場閉鎖)
2. 操業の性質(坑内採掘、露天採掘、ヒーブリーチング、製精錬など)
3. 操業の背景から特定された主要なステークホルダーの役割、関心の程度(例: 直接影響を被る人々、利害グループ)、参画の目的

各企業の持続可能性報告書は、この3つの側面に応じた参画の実施内容について記載する形で、報告要素 3.9~3.12 に答えるのがよい(例えば、コンサルテーション・情報共有、参加型意思決定、紛争解決プログラムなど)。記述による報告には、事業のプロジェクト・サイクルを通じた参画の実施内容を司る包括的な方針、そしてステークホルダーの意見がどのように用いられたかを含めるべきである。

コミュニティの参画と支持…鉱山・金属産業にとって、コミュニティから幅広い継続的な支持を得られるかが、とくに重要な課題だと認識されている。一部のステークホルダーはこれを、「自由な選択権を持ち、十分な情報が与えられた上での事前の同意」と呼んでいる。一般に、コミュニティからの幅広い支持の確保が、プロジェクトの認可と実施にとって決定的要因となる。しかし、コミュニティからの支持とはいったい何を指すのか、またいつ、どのように達成されるのかについては、議論が進行中である。この問題に関するコンセンサスがまだない状況を踏まえ、企業はコミュニティ参画のプロセスに関し、以下の項目などを報告すべきである。

1. 参画プロセスの到達目標(例: コミュニティからの同意・支持、操業への社会からの承認)を説明するなど、コミュニティ参画に関連する全般的な方針
2. 計画中あるいは既存の操業地における、コミュニティレベルの意思決定者や代表機関を特定する根拠
3. 以下の項目を含む、コミュニティ参画プロセスへのアプローチ
 - 所有地へのアクセス、社会・環境影響評価、プロジェクトの企画設計と実施、コミュニティ開発計画、閉山など、コミュニティの参加と支持が求められる課題
 - コミュニティへの情報提供の手続き
 - 利用した紛争解決のメカニズム
 - モニタリングおよび監督・取り締まりメカニズムへのコミュニティの関与
 - 疎外されている集団(例: 先住民、女性、若者、少数民族)の特定とその集団の参画
 - 協議による合意事項の中に、コミュニティ参画プロセスと望まれる成果が公式に組み込まれている度合
4. 操業地の地元コミュニティに恩恵をもたらすために、公正で透明な資金・利益管理を行うメカニズム
5. 地元の文化・知的所有権や神聖な土地を保護するためのメカニズム
6. コミュニティからの支持が欠如している状況に対応する際の企業の方針と実践
7. 重要な参画プロセスの1年間の成果

影響評価…プロジェクトにおける環境・社会面の影響評価へのアプローチは、広範な課題にまたがり、多くのステークホルダーの関心事である。また、影響評価の結果は、その経年変化を測定するための基準となる。評価結果や同様の調査の詳細は、持続可能性報告書とは異なる形式で開示されることが多い。しかし、影響評価へのアプローチや関連するステークホルダーの

参画(事例紹介を含む)、それらが共通の課題にどれほど取り組むものであるかについて説明することは、報告の重要な部分でもある。実際の影響が評価結果と一致しているかを判定する、操業段階でのモニタリングへのアプローチも報告に盛り込むことができる。

パート B: 報告原則

はじめに

パート B では、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスについてバランスのとれた合理的な報告書を作成する際の重要な報告原則を示している。これらの原則は、ガイドラインのパート C にある報告内容や指標と同様に、GRI 報告の枠組みにとっては不可欠であるというのが GRI の見解である。ガイドラインを使用する組織には、報告書を作成する際にこれらの原則を適用することが求められる。全体として、これらの原則は、報告組織と報告書利用者の双方が GRI に基づく報告書の基盤についての共通認識をもてるよう、両者の間の約束事を明確にしている。

次の、「報告原則の構成」で11項目の原則の概要を述べる。これらは報告書の以下の側面を裏づけるものである。

- 経済・環境・社会的パフォーマンスと持続可能な発展への寄与についてのバランスのとれた合理的な報告
- 経年の比較可能性の推進
- 組織間の比較可能性の推進
- ステークホルダーが関心を持つ問題への信憑性ある言及

報告原則の全文およびその利用方法は、GRI ガイドライン日本語版の 26～36 ページ、もしくはウェブサイト(英語)www.globalreporting.org/guidelines/2002/b22.asp を参照。

報告原則の構成

報告原則は下記の4つのグループに分類される。

- 報告書の枠組みを形づくるもの(透明性、包含性、監査可能性)
- 報告内容に関する意思決定に影響するもの(網羅性、適合性、持続可能性の状況)
- 報告書の質と信頼性の確保にかかわるもの(正確性、中立性、比較可能性)
- 報告書の入手に関する意思決定に影響するもの(明瞭性、タイミングの適切性)

透明性

報告書の信憑性を高めるため、プロセス、手順、前提(公準)をすべて提示する。

包含性

報告組織は、焦点を明確にし報告書の質の向上に継続的に取り組むため、ステークホルダーと体系的にかかわる。

監査可能性

報告するデータと情報は、内部監査もしくは外部の保証機関がその信頼性を確認できるよう記録、集計、解析し、開示する。

網羅性

報告書利用者が組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを評価する場合に必要な情報を、公表された報告組織の範囲、報告内容の範囲、期間と整合性をもって提示する。

「報告組織の範囲」(バウンダリー)に関するガイダンスについては、ウェブサイト(英文)www.globalreporting.org/boundaryを参照のこと。

適合性

適合性とは、特定の側面や指標、情報群の重要性についての度合いであり、情報が報告に値するかどうか判断する際の閾値である。

持続可能性の状況

報告組織は、自己のパフォーマンスを、生態学的、社会的、あるいはほかの制限・制約といった、より大きな背景の中で捉えるべきである。こうした背景により、報告情報は重要な意味を持つようになる。

正確性

正確性の原則とは、報告情報を精密かつ過ちの少ないものにするということである。それにより利用者は確信をもって意思決定できるようになる。

中立性

報告書では、情報を偏見なく選択、提示し、報告組織のパフォーマンスについてバランス良く説明する。

比較可能性

報告組織は、報告書に示す報告組織の範囲、報告内容の範囲、内容について一貫性を維持し、何らかの変更があった場合はこれを開示し、過去の報告情報を更新する。

明瞭性

報告組織は、ステークホルダーの多様なニーズとその背景について理解し、適切な詳細性を備えながら、できるだけ幅広い利用者に対応するような情報を提供する。

タイミングの適切性

報告書は、利用者のニーズに応えるため、情報の種類に合わせて、定期的に提出する。

パート C: 報告書の内容

パート C の概要

ガイドラインのパート C は、GRI ガイドラインに基づいた報告書の内容について詳述している。報告書の内容は、GRI が論理的に整合していると考えられる形にまとめられており、報告組織にこの構成に従って報告書を作成するよう奨励するものである。報告書の構成についての詳細な手引きは、「一般的な注意」の項⁵およびパート A を参照されたい。ガイドラインの適用に関連したその他の事項についての質問は、同様にパート A で取り上げられている。パート C は、パート B と合わせてはじめて十分に理解されるものであることに留意されたい。

パート C は次の5つのセクションからなっている。

1. **ビジョンと戦略**…報告組織の持続可能性に関する戦略の記述であり、最高経営責任者の声明を含む。
2. **報告組織の概要**…報告組織の構成、事業、および報告書の範囲の各概説。
3. **統治構造とマネジメントシステム**…ステークホルダーの参画への取り組みなどを含む、組織構造、方針、マネジメントシステムの記述。
4. **GRI ガイドライン対照表**…ガイドラインのパート C 記載情報が組織の報告においてどこに表示されているかを示すため報告組織が提供する表。
5. **パフォーマンス指標**…報告組織がもたらす影響の尺度。統合パフォーマンス指標、経済的パフォーマンス指標、環境パフォーマンス指標、社会的パフォーマンス指標に分けられる。

GRI の指標の分布・構成についての全文および定性的・定量的指標についての解説は、GRI ガイドライン日本語版 39~42 ページ、もしくはウェブサイト(英語) www.globalreporting.org/guidelines/2002/c34.asp を参照。

GRI ガイドラインに基づいた報告書の内容

次の5つのセクションには GRI ガイドライン(2002年版)の報告要素とパフォーマンス指標が含まれており、それらに加え、鉱山・金属業向けのガイドラインへの注釈や特別に作成された新しいパフォーマンス指標も含まれている。

報告要素には 1.1、2.10 などのように番号がつけられており、パフォーマンス指標はセクション 5 の各表に含まれている。要素と指標は太字で表示されている。中には標準体による補足の手引きや説明が付されているものもある。

1 ビジョンと戦略

このセクションには、最高経営責任者の声明だけでなく、報告組織の持続可能性の戦略とビジョンの声明が含まれる。

⁵ 報告組織の範囲(バウンダリー)、プロトコル(測定規定)、測定単位、報告期間および目標、データを巡る問題、図表など、報告についての一般的な注意は、本補足文書の付録 2(39 ページ)を参照。

1.1 持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明

経済・環境・社会的パフォーマンスにともなう課題への対応については特に、報告組織の将来にかかわる全体的なビジョンを示すべきである。これは、最低限、次の設問に答えるものでなければならない。

- 持続可能な発展という主要テーマに関連した当該組織にとっての主要課題は何か。
- この主要課題を確定するためにステークホルダーはどのように関与しているか。
- 個々の問題に関し、いずれのステークホルダーが組織によって最も影響を受けているか。
- これらの問題は、組織の価値にどう反映され、また事業戦略にどう取り込まれているか。
- これらの問題に関する組織の目的と対応は何か。

報告組織は、このセクションの作成に当たって、柔軟かつ創造的でなければならない。報告組織の直接あるいは間接的な経済・環境・社会的課題と影響(プラスであれマイナスであれ)についての記述は上記課題について応えるものであるべきである。報告組織は、報告書の他の部分に示されている指標と情報に直接基づいて述べるべきである。また、経済・環境・社会的パフォーマンスを改善していくための重要なチャンス、課題、障壁についても論述すべきである。国際的に活動する組織には、自己の経済・環境・社会的利害関係が、新しい市場に対する自己の戦略とどのようにかわり、また影響を受けるのか、明瞭に論じることが求められる。

1.2 報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明

報告組織の最高経営責任者(あるいは、別の肩書きが用いられている場合、同等の上級管理職)による声明は、報告書の論調を定め、組織内外の報告書利用者の信頼性を打ち立てるものとなる。GRI は、最高経営責任者の声明内容については定めないが、持続可能性への組織のコミットメントと報告書の主要な要素に明確に言及する場合、このような声明は非常に有益となると信じている。推奨される最高経営責任者の声明の要素には次の各事項が含まれる。

- 報告書内容の強調部分と目標へのコミットメント
- 組織の指導者による経済・環境・社会的目標に対するコミットメントの記述
- 達成および不達成の記述
- 前年のパフォーマンスと目標および業界標準などのベンチマークに対するパフォーマンス
- ステークホルダー参画への組織の取り組み
- 財務パフォーマンスの責任と経済・環境・社会的パフォーマンスの責任とを統合する場合の、組織または業界にとっての主な課題。今後の事業戦略への影響なども含む。

最高経営責任者の声明はビジョンと戦略に結合してもよい。

2 報告組織の概要

当セクションは、報告組織の概要を提供し、「報告内容の範囲」を記述するものである。つまり、報告書の他の部分の情報の理解と評価のための背景を読者に与えるものである。組織の連絡先の情報もここに含まれる。

組織概要

報告組織は以下に示されている情報を提供しなければならない。さらに報告組織には、組織の事業、製品、サービスなどの全体像に欠かせない任意情報を含めることが求められる。

2.1 報告組織の名称

2.2 主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む。

報告組織はまた、これらの製品やサービスを提供したときの組織のはたす役割の性格、および外部委託への依存度を示さなければならない。

2.3 報告組織の事業構造

2.4 主要部門、製造部門子会社、系列企業および合併企業の記述

2.5 事業所の所在国名

2.6 企業形態(法的形態)

2.7 対象市場の特質

2.8 組織規模

- 従業員数
- 提供している製造製品／サービス(数量または分量)
- 売上高
- 負債と自己資本とに分けた資本総額

以上に加え、報告組織は以下のような任意情報の提供を勧める。

- 付加価値
- 総資産
- 以下のいずれか、または全ての内訳
 - 総売上高の 5%以上を占める国／地域ごとの売上げ/収益その他の関連尺度(粗利、純利益など)
 - 主要製品／特定のサービス
 - 国／地域ごとのコスト内訳
 - 国／地域ごとの従業員数

概要情報の作成にあたり、報告組織は直接雇用する従業員および財務データに関する概要情報以上の情報を提供する必要性を考慮しなければならない。例えば、従業員を直接雇用することがほとんどない組織の中には、間接的に多くの従業員を雇用していることもあろう。これには下請会社、フランチャイズ店、合併、並びに報告組織に全面的に依存ないし報告義務を有する企業などの従業員が含まれる。これらの関係先の広がり示すことは、直接に雇用する従業員の情報以上にステークホルダーに役立つであろう。報告組織は妥当な範囲でこのような情報を付け加えることを配慮すべきである。

報告組織は、自己の事業とステークホルダーのニーズの性格に最もふさわしい尺度の組み合わせを選択しなければならない。尺度には、報告書の別の箇所にある絶対値を用いることで比率を割り出すことができるような情報を含めるべきである(比率についてはパート D 付属文書 5 参照)。全ての情報は報告書の対象となっている組織の範囲をカバーすべきである。

2.9 ステークホルダーのリスト。その特質、および報告組織との関係

典型的なステークホルダーには以下のグループが含まれる(その特質例を括弧内に示す)。

- 地域社会(所在、関心事の性質)
- 顧客(小売、卸売り、企業、政府)
- 株主および出資者(上場状況)
- 供給業者(提供される製品/サービス、地域/全国/国際的な事業状況)
- 労働組合(従業員および報告組織との関係)
- 直接および間接的従業員(規模、多様性、報告組織との関係)
- その他のステークホルダー(ビジネスパートナー、地元当局、NGO)

報告書の範囲

2.10 報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページのアドレスなど。

2.11 記載情報の報告期間(年度/暦年など)。

2.12 前回の報告書の発行日(該当する場合)

2.13 「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」。

もし「報告組織の範囲」が、組織と活動が与える経済・環境・社会的影響の全域に対応していない場合、これらを網羅するための戦略と予定を記述すること。

2.14 前回の報告書以降に発生した重大な変更(規模、構成、所有形態または製品/サービス等)。

2.15 時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与えうる報告上の基礎的事柄(合併事業、子会社、リース施設、外部委託業務、その他)。

2.16 以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなす場合、再報告の性質、効果および理由を説明。(合併/吸収、基準年/期間、事業内容、または、測定方法の変更など)。

報告書の概要

2.17 報告書作成に際し GRI の原則または規定を適用しない旨の決定の記述。

2.18 経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準/定義。

2.19 主要な経済・環境・社会情報に適用されている測定手法の、前回報告書発行以降の大きな変更。

2.20 持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み。

これには「報告内容の範囲」に関し、報告データが信頼に足り、網羅性があることを確保する上で、経営陣が依拠している内部のマネジメントシステム、プロセス、監査が含まれる。

2.21 報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み。

2.22 報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書入手できる方法(可能な場合には)。

3 統治構造とマネジメントシステム

このセクションでは、持続可能な発展のための報告組織のビジョンを実行するためと、パフォーマンスを管理するために設けられた統治構造(ガバナンスの構造)、統括的方针、およびマネジメントシステムを概説する。対照的に、セクション 5「パフォーマンス指標」では、組織の実活動の結果と広がりについて述べている。ステークホルダーの参画に関する論述は、統治構造とマネジメントシステムのいずれの項においても主要部分を成している。

このセクションに記載する情報の中には、組織の他の発行物と重複する情報もあろう。GRI は不必要な重複作業は回避すべきであると考えている。しかし、持続可能性報告書の利用者が完全に、また網羅的に周辺状況にかかわる情報を得るためには、以下に示されている項目を組織の経済・環境・社会的パフォーマンス関連のその他の情報とともに扱うことが重要である。組織は読者に異なる発行物間の相互参照を希望することもあろうが、持続可能性報告書の必要情報を省いてまで行うべきではない。

構造と統治

3.1 組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む。

すべての主な委員会についてその責任範囲を記述し、経済・社会・環境パフォーマンスに関する各直接責任を明示のこと。

3.2 取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合(百分率)。

取締役会による「独立性」の規定方法を記述のこと。

3.3 環境および社会的な面でのリスクと機会に関連した課題を含めて、組織の戦略の方向を導くための専門的知見が必要であるが、そのような知見を持った取締役選任プロセス。

3.4 組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス。

3.5 役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標(環境パフォーマンス、労働慣行など)の達成度との相関。

3.6 経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施および監査に責任を持つ組織構造と主務者。

取締役会より下位の一般的な組織構造のみならず、取締役会より下のレベルで環境および社会の方針設定とその実行に直接責任を持つ最高位の管理職の明示を含むこと。

3.7 組織の使命と価値の声明。組織内で開発された行動規範または原則。経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針。

組織内の異なる地域および部門／事業所にわたって規範を適用する、という観点からの実行状況を記述すること。「方針」とは、組織全体に適用されるものを指すが、必ずしもガイドラインのパート C セクション 5 のパフォーマンス指標により特定されている側面にかかわる実質的な詳細を備えるものに限らない。

3.8 取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム。

少数派株主が経営陣に意見を述べることを可能にするための、株主決議の行使やそれに代わる仕組みに関する方針またはプロセスへの言及を含めること。

ステークホルダーの参画

ステークホルダーの参画のための取り組みには、「2 報告組織の概要」のセクションに規定されているような組織にとってのステークホルダーを反映しなければならない。

3.9 主要ステークホルダーの定義および選出の根拠。

ここには、組織にとってのステークホルダーを定義するプロセスや、参画を求めるステークホルダー・グループを決めるプロセスを含む。

3.10 ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告。

これには、調査、課題中心グループ、地域社会パネル、企業諮問パネル、文書によるコミュニケーション、経営陣／労働組合の構造、およびその他の協議手法などが含まれる。

3.11 ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類。

ステークホルダーにより提起された主要問題と関心事を含めること。またステークホルダーとの協議の結果として特に開発された指標を示すこと。

3.12 ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況

例として、これにはパフォーマンスベンチマークの選択や、方針、事業に関わる特定の決定に影響力を及ぼすことなどを含めることができるだろう。

統括的方針およびマネジメントシステム

GRI は、情報項目を最も関連性の高い側面に近いものに分類するという一般原則を採用したことにより、方針に関する指標をセクション 3(統治構造とマネジメントシステム)と、セクション 5(パフォーマンス指標)の両方に含めている。例えば広範で統括的な方針は、報告書の「統治構造とマネジメントシステム」のセクションに直接的に関連している。最も詳細なレベルの方針(児童労働についての方針など)は、報告書のパフォーマンス指標のセクションにおくとよい。報告組織は、情報が GRI の枠組みの中でまたがって関連すると考えられる場合には、その情報を報告書のどこに掲載するのが適切であるか選択しなければならない。

3.13 組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明。

これには一例として、事業計画または新製品開発や市場導入におけるリスク・マネジメントについての組織の取り組みを明示することが含まれる。「用語解説」にある、予防的アプローチに関する「リオ宣言」15章を参照されたい。

3.14 組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則類や、各種の提唱(イニシアティブ)。

適合する場合、採択年月日／国名／事業所を含める。

3.15 産業および業界団体、あるいは国内／国際的な提言団体の会員になっているもののうちの主なもの。

3.16 上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム。以下のものを含む。

- 外部委託(アウトソーシング)と供給業者の環境・社会的パフォーマンスにかかわる、サプライチェーンマネジメントの方針。
- 製品・サービス責任(スチュワードシップ)についての取り組み

スチュワードシップの取り組みには、製造、使用および最終処理にともなう負の影響を最小限化するための製品設計改良の取り組みが含まれる。

3.16 に関する鉱山・金属業向けの注釈

鉱山・金属産業は、一般的に長い複雑な製品製造の流れを持つのが特徴である。以下のような原材料に対するスチュワードシップ活動の報告は、とくに有用である。

1. 原材料・製品関連情報に関する、上下流の関連業界・製品ユーザーへのコミュニケーションの現状
2. 製造プロセスや製品の向上に向けた、ライフサイクル・アセスメント(LCA)の活用に関する全般的なアプローチと進捗状況
3. 製品設計者、製造業者、消費者、政府・自治体などとの共同努力
4. 科学研究活動への支援

3.17 自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取り組み。

間接的な経済的影響の論述には後記の「経済的パフォーマンス指標」を参照。

3.18 報告期間内における、所在地または事業内容の変更に関する主要な決定。

施設または工場の開設、閉鎖、拡充、縮小などの主要な決定について説明。

3.19 経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順。

具体的な項目：

- 優先順位と目標設定
- パフォーマンス改善のための主な計画
- 組織内コミュニケーションと訓練
- パフォーマンスの監視
- 内部および外部監査

- 上級経営陣による見直し

3.20 経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況。

公式の認証が可能な、環境マネジメントシステム規格、労働あるいは社会的説明責任についてのマネジメントシステム、ないしその他のマネジメントシステム等についての報告組織の順守状況を含む。

4 GRI ガイドライン対照表

4.1 GRI ガイドラインに基づいた報告内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表

このセクションの目的は、GRI ガイドラインに含まれている情報と指標を報告組織がどの程度採用しているかを報告書の利用者が速やかに評価できるようにすることである。報告者は特に次の GRI 要素の所在を示すべきである。

- ビジョンと戦略: 1.1 および 1.2
- 概要: 2.1 から 2.22 まで
- 統治構造とマネジメントシステム: 3.1 から 3.20 まで
- パフォーマンス指標: 必須パフォーマンス指標。省略がある場合その説明箇所の表示
- 報告者が報告書に含めることを決めた、パート C のセクション 5 に由来する追加指標

報告組織は、その報告書に業種特有の情報開示項目やパフォーマンス指標を利用したかどうかを明確にすることが推奨される。

5 パフォーマンス指標

当セクションでは、GRI ガイドラインに基づいた報告書のための必須(コア)および任意パフォーマンス指標を列記する。これらのパフォーマンス指標を鉱山・金属業にできるだけ適合したものとするために、指標の一部に注釈が付け加えられたほか、特別に作成された新しい指標も含まれている。報告書を作成する組織は、指標に対する情報を用意する前に、GRI ガイドラインのパート A およびパート B を読むべきである。

GRI パフォーマンス指標の体系などについての全文および、統合指標の特定や利用の仕方については、GRI ガイドライン日本語版の 49~50 ページ、もしくはウェブサイト(英語) www.globalreporting.org/guidelines/2002/c44a.asp を参照。

経済的パフォーマンス指標

持続可能性の経済的側面は、ステークホルダーの経済的な状況、ならびに地域、国内さらにはグローバルレベルの経済システムにその組織が与える影響の大きさに関わっている。経済的な影響は、直接的な影響と間接的な影響の二つに分けられる。

報告組織が生んだ財務的便益およびその他の経済的便益を様々なステークホルダー・グループ間にどう配分されたかを理解できるよう、このセクションはステークホルダーとの関わりを基本に構成されている。金銭的フローに関する指標は、報告組織のパフォーマンスの特徴やステークホルダーの経済的能力への影響を読み取れる他の指標と組み合わせられている。

GRI の経済的指標の利用方法についての全文は、GRI ガイドライン日本語版 51～53 ページ、もしくはウェブサイト(英語) www.globalreporting.org/guidelines/2002/c45.asp を参照。

経済的パフォーマンス指標

必須(コア)指標	任意指標
直接的な経済影響	
顧客	
金銭的フロー指標: EC1 売上高 「2 報告組織の概要」の 2.8 項に従う。	
EC2 市場の地域別内訳 個々の製品、ないし製品カテゴリーごとの国別市場シェア(25%以上のものについて)。 国ごとの市場シェアと売上げ(その国での売上げが国内総生産(GDP)の 5%を超えるものについて)。	
供給業者	
金銭的フロー指標: EC3 製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト。	EC11 組織別と国別の供給業者内訳 報告対象期間内に総調達額の 10%以上の取引があった供給業者のリスト。さらには総調達額がその国の GDPの 5%を超えるすべての国名。
EC4 違約条項の適用なしに、合意済みの条件で支払い済みの契約件数のパーセンテージ。 ここで言う「条件」には支払の日程、形態、その他の条件が含まれるが、詳細条件によらず条件どおりに支払われた契約の全体に占めるパーセンテージ。	
従業員	
金銭的フロー指標: EC5 給与と給付金(時間給、年金その他の給付金と退職金も含む)総支払額の国ないし地域ごとの内訳。 対象となる報酬は現時点ですでに支払われているものであって、将来的な支払いを約束されているものは含めない。 (「トレーニングと教育」についての必須指標 LA9 もその組織の人的資本に対する投資の一側面について示す。)	
投資家	
金銭的フロー指標: EC6 債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当、また株式のすべてのカテゴリーごとに分類された配当。優先配当金の遅延も含む。 これには長期的な債務だけではなく、すべての形の債務と借入金が含まれる。	

必須(コア)指標	任意指標
<p>EC7 期末時点での内部留保の増減 (注記: 「2 報告組織の概要」の 2.1 項から 2.8 項に含まれる情報を用いて ROACE[使用平均資本利益率]を含むいくつかの項目についての計算が可能である。)</p>	
公共部門	
<p>金銭的フロー指標: EC8 支払税額の全種類についての国別の内訳</p>	<p>EC12 コアビジネスではない領域でのインフラ整備にかかわる支出 報告対象組織の主力ビジネスの領域以外で整備したインフラ(例えば従業員とその家族向けの学校または病院)にかかわる支出。</p>
<p>EC9 助成金等についての国ないし地域別の内訳 この項目には助成金、税金控除や、商品やサービスの取り扱いに直接関係しない金銭的な利益が含まれる。タイプ分けした定義の説明。</p>	
<p>EC10 地域社会、市民団体、その他団体への寄付。金銭と物品別に分けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳。</p>	
間接的な経済影響	
	<p>EC13 報告組織の間接的な経済影響 取り扱い製品とサービスにかかわる主要な外部効果を特定。</p>

鉱山・金属業向けの新しい指標

以下は、鉱山・金属企業の持続可能性報告書に含まれるべき内容として、ワーキンググループが作成した新しい指標である。

注:「資源採取産業透明性イニシアティブ」(EITI)では、資源保有国政府への納入金を国別に開示する規定を試験中である。

側面	新しい指標
<p>収入の捕捉・経営・分配</p>	<p>MM1 地元経済への貢献あるいは開発への影響がとくに重大でステークホルダーの関心対象である事業地(例:遠隔地の事業地)の特定と、その貢献の評価に関連する方針の概説 関連する情報は、以下のような項目を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調達物品・原材料・サービスのうち、地元から購入した割合(%) ● 地元コミュニティから採用した要員の割合(%) ● 公共インフラとその維持への投資 ● コミュニティへの補償金 <p>注:報告組織は、地元経済への貢献・開発への影響がとくに重大である事業地を特定するのに利用した「地元」(ローカル)の定義および基準を記載すること。</p>
<p>付加価値</p>	<p>MM2 事業により付加された価値(国別) 注:付加価値は、全収入から全調達コストを引いた金額。</p>

環境パフォーマンス指標

持続可能性の概念における環境側面とは、報告組織が生物、非生物からなる自然システム（生態系、土地、空気、水など）に与える影響にかかわるものである。環境指標の報告では、報告組織は持続可能性の状況にも留意することが推奨される。絶対値と標準化された値（産出1単位あたりの資源使用量など）の両方で環境パフォーマンス情報を提供することが特に重要である。

GRI の環境指標の利用方法についての全文は、GRI ガイドライン日本語版 54 ページ、もしくはウェブサイト(英語) www.globalreporting.org/guidelines/2002/c48.asp を参照。

環境パフォーマンス指標

必須(コア)指標	任意指標
原材料	
EN1 水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量。 原材料の種類別に定義する。トン、キログラム、あるいは容積を用いて報告する。	
EN2 外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物(処理、未処理を問わず)が、製品作りの原材料として使用された割合。 製品使用後にリサイクルされた物と製造時発生物の両方を含む。トン、キログラム、あるいは容積を用いて報告する。	
エネルギー⁶	
EN3 直接的エネルギー使用量。 報告組織自身が使うエネルギーをはじめ、他の組織へのエネルギー製品(電気、熱など)の生産と運搬まで、使用した全エネルギー源に関する報告。ジュールを用いて報告する。	EN17 再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み。 EN18 主要な製品のエネルギー消費量フットプリント(製品が耐用年数中に必要とするエネルギーの年率)。 ジュールを用いて報告する。
EN4 間接的エネルギー使用量。 報告組織が購入する、エネルギー製品を生産し運搬するために使われた全エネルギー(電気、熱など)。ジュールを用いて報告する。	EN19 他の間接的(上流/下流)なエネルギーの使用とその意味合い。業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用など。
水⁷	
EN5 水の総使用量。	EN20 報告組織の水の使用によって著しく影響を受ける水源とそれに関係する生態系/生息地。 ラムサール条約登録湿地、および環境の動向に影響を与えるすべての活動。

⁶ この側面に関する指標には、算出・計測のためのプロトコル(測定規定)が用意されている。詳細は www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp を参照。

⁷ この側面に関する指標には、算出・計測のためのプロトコル(測定規定)が用意されている。詳細は www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp を参照。

必須(コア)指標	任意指標
	<p>EN21 再生可能として水源から利用できる年間水量に占める、地下及び地上からの取水量。 地域別内訳</p> <p>EN22 水のリサイクル量および再利用量の総量。 廃水やその他の使用済みの水(冷却水など)を含む。</p>
生物多様性	
<p>EN6 生物多様性の高い地域に所有、賃借、管理している土地の所在と面積。 生物多様性の高い生息地に関する詳しいガイドは、www.globalreporting.org で開示予定。</p>	<p>EN23 生産活動や採掘のために所有、賃借、管理している土地の全量。</p> <p>EN24 購入または賃借した土地のうち、不透水性の地表面の割合。</p>
<p>EN7 陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容。</p>	<p>EN25 事業活動と操業による、自然保護区や脆弱な生態系からなる地域への影響。 IUCN 保護区カテゴリーの 1 から 4、ユネスコの世界遺産および生物圏保護区など。</p> <p>EN26 事業活動と操業に起因する、自然生息地の改変内容、および生息地が保護または復元された割合。 影響を受けた生息地とその状態をタイプ別に明示する。</p> <p>EN27 生態系が劣化した地域における、原生の生態系とそこに生息する種の保護と回復のための方針、プログラムおよび目標。</p> <p>EN28 操業によって影響を受ける地域に生息する、IUCN 絶滅危惧種の数。</p> <p>EN29 保護地域あるいは脆弱な生態系からなる地域とその周辺において、進行中または計画中の事業。</p>
放出物、排出物および廃棄物	
<p>EN8 温室効果ガス排出量(CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆)。 以下の 2 点についてガスの種類ごとにトンと CO₂ 換算のトンで報告すること: ・ 報告組織自身が所有または管理している排出源からの直接排出量 ・ 購入した電気熱あるいは蒸気からの間接的な排出量 「WRI-WBCSD 温室効果ガスプロトコル」参照。</p>	<p>EN30 その他の間接的な温室効果ガス排出量(CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆)。 報告組織の活動のために、他の組織から放出されるガス排出量について。ガスの種類ごとに、トンと CO₂ 換算のトンで報告する。「WRI-WBCSD 温室効果ガスプロトコル」参照。</p>
<p>EN9 オゾン層破壊物質の使用量と排出量 CFC-11 換算(オゾン破壊係数)をトンで表示し、モントリオール議定書付属文書の A、B、C および E に従って各数値を個別に報告すること。</p>	<p>EN31 パーゼル条約付属文書 I、II、III および VIII で「有害」とされるすべての廃棄物の生産、輸送、輸入あるいは輸出。</p>

必須(コア)指標	任意指標
<p>EN10 窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、その他重要な放出物(タイプ別) 下記で規制されている物質を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域における法・規制 • 残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(付属文書 A、B、C) • 国際貿易対象となる有害化学物質等の事前情報に基づく同意手続き(PIC)に関するロッテルダム条約 • 長距離越境大気汚染物質に関するヘルシンキ(SOx)、ソフィア(NOx)、ジュネーブ(揮発性有機化合物-VOC)各議定書 <p>鉱山・金属業向けの注釈 この指標に関する報告には、以下の項目が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主要な移動発生源および現場の固定発生源からの排出 • 採掘および加工で生じる粉塵など、排出口を経ない漏洩排出物の管理(監視活動、規制限界値の遵守、粉塵に関する苦情件数と苦情処理の方法・結果) • 地域で重大な排出が生じた事例の紹介 	<p>EN32 報告組織からの排水と流出によって重大な影響を受ける、水源とそれに関係する生態系/生息地。 ラムサール条約登録湿地と環境に影響を与えるようなすべての寄与を含む。「GRI 水プロトコル」⁸を参照。</p>
<p>EN11 種類別と処理方法別の廃棄物総量 「処理方法」とは、堆肥化、再使用、リサイクル、再生、焼却あるいは埋め立てなど、廃棄物がどのように扱われるかを指す。分類方法と推計方法について説明すること。</p> <p>鉱山・金属業向けの注釈 鉱山・金属産業においては、この指標は事業地における廃棄物(例: 廃油、使用済みレンガ、事務所・食堂売店・作業員宿舎でのごみ、鉄くず、タイヤ、建設廃棄物)を指す。指標で求められているように廃棄物を種類別に分類する際、有害・無害の区別もすること。</p> <p>注: 有害廃棄物のデータを収集する際には、事業地に適用される規制に定められた「有害」の定義を用いること。</p>	
<p>EN12 種類別の主要な排水。 「GRI 水プロトコル」を参照のこと。</p>	

⁸ 「GRI水プロトコル」については www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp を参照。

必須(コア)指標	任意指標
<p>EN13 化学物質、石油および燃料の重大な漏出の全件数と総量</p> <p>重大性は、漏出規模と周辺環境への影響の両面から特定する。</p> <p>鉱山・金属業向けの注釈</p> <p>報告組織は、すべての重大な事故に関して記載を行うこと。重大な事故には、尾鉱、スライム、その他製造過程で使われる物質の重大な漏出を含む。</p> <p>注: 報告組織が「重大」と判断する定義を記載すること。</p>	
供給業者	
	<p>EN33 「統治構造とマネジメントシステム」の 3.16 項に対応する「プログラムと手続き」の、環境に係る供給業者のパフォーマンス。</p>
製品とサービス	
<p>EN14 主要製品およびサービスの主な環境影響。</p> <p>記述するとともに必要に応じて定量化のこと。</p>	
<p>EN15 製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、および実際に再生利用された比率。</p> <p>「再生利用可能」とは、製品の原料および部品がリサイクルまたは再使用可能であることを意味する。</p>	
法の遵守	
<p>EN16 環境に関する国際的な宣言／協定／条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制、地域の規制の違反に対する付帯義務と罰金</p> <p>事業活動を行う国別の状況を説明のこと。</p>	
輸送	
	<p>EN34 物流を目的とした輸送に関する重要な環境影響。</p>
その他全般	
	<p>EN35 種類別の環境に対する総支出。</p> <p>支出の種類別に定義付けをすること。</p>

鉱山・金属業向けの新しい指標

以下は、鉱山・金属企業の持続可能性報告書に含まれるべき内容として、ワーキンググループが作成した新しい指標である。グループは主要な関心課題に言及するにあたり、場合によっては全く新しい指標を開発するのではなく、既存の GRI の任意パフォーマンス指標を拡張する形を採用した。

側面	新しい指標
生物多様性	<p>採掘にかかわる企業は、任意指標 EN23 に関して次のように報告すべきである。</p> <p>EN23 生産活動や資源採取利用のために所有・賃借・管理している土地の総面積</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業により変化を加えたが、回復作業を行っていない土地の総面積（報告期間開始時） 2. 報告期間内に新たに変化を加えた土地の総面積 3. 報告期間内に、合意された最終用途の形に新たに回復作業を行った土地の総面積 4. 事業により変化を加えたが、回復作業を行っていない土地の総面積（報告期間終了時） <p>上記データの開示により、変化を加えた土地の保有量と年間の変動量を読者が評価することができる。</p> <p>「変化を加える」とは、物理的な形状変更、土壌汚染など化学的な影響による変化をともに含む。</p> <p>MM3 生物多様性管理計画が必要であると特定した事業地の数・割合(%)と、管理計画がすでに備わった事業地の数・割合(%)。管理計画が必要であると判断する基準と、計画の主要な構成要素についても言及すること。</p>
原材料	<p>MM4 二次原料から製造された製品の全体に占める割合(%)</p> <p>「二次原料」とは、一般消費者の使用済み製品をリサイクルした素材や製造業からのスクラップ(加工段階で出るスクラップ、工場等で寿命に達した製造機械等のスクラップなど)を含むが、施設内部でのリサイクルは除外する。</p>
原材料に対するスチュワードシップ	<p>MM5 製品の環境効率(エコ・エフィシエンシー)や持続可能性に関連する特性(例:リサイクル可能性、原材料使用量、エネルギー使用量、毒性)の評価に関する方針</p>
採掘・鉱物加工から生じる大量の廃棄物	<p>MM6 表土、ずり、尾鉱、スラッジもしくは残渣の管理に関するアプローチの記述。</p> <p>以下の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスクの評価 • 貯蔵施設の構造的安定性 • 金属溶出の可能性 • 有害性 <p>有害性のある廃棄物の量を報告すること。他の廃棄物に関しては、リスク評価により報告の妥当性を判断すること。</p> <p>注: 有害な廃棄物に関するデータを収集する際には、事業地に適用される規制に定められた「有害」の定義を用いること。</p>

社会的パフォーマンス指標

持続可能性の社会的な一面は、組織がその活動基盤となる社会システムへ与える影響にかかわっている。社会的パフォーマンスは、地域、国、世界などの各レベルにおけるステークホル

ダーへの影響を分析することで測定できる。社会性指標は、人材や社会的評判など、組織の無形資産に影響を及ぼす場合もある。

GRI の社会性指標の背景にある原理、側面の分類、指標の利用方法についての説明の全文は、GRI ガイドライン日本語版 57～58 ページ、もしくはウェブサイト(英語)www.globalreporting.org/guidelines/2002/c51.asp を参照。

労働慣行と人権のパフォーマンスは、主に国際的に認知された基準や議定書に基づいている。パフォーマンス測定対象となる社会的問題の多くは容易には数量化できないため、いくつかの社会性指標は、方針、手順、マネジメント慣行など、組織のシステムや運営についての定性的尺度となっている。これらの指標は、一般的かつ全体的な方針(パート C のセクション 3 に記載)ではなく、強制および義務労働、結社の自由など、特定かつ狭義の社会的側面に関係している。

社会的パフォーマンス指標：労働慣行と公正な労働条件

必須(コア)指標	任意指標
雇用	
LA1 労働力の内訳(可能であれば):地域・国別、身分別(従業員・非従業員)、勤務形態別(常勤・非常勤)、雇用契約別(期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時)。また、他の雇用者に雇われている従業員(派遣社員や出向社員)の地域・国別の区分。	LA12 従業員に対する法定以上の福利厚生。 (例:医療、身体障害、出産、教育および退職に対する手当)。
LA2 雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分。	
労働/労使関係	
LA3 独立した労働組合もしくは真に従業員を代表する者・団体によりカバーされている従業員の地理的な割合。または団体交渉協定によりカバーされている従業員の地域・国別の割合。	LA13 意思決定および経営(企業統治を含む)に、公式に従業員が参画する機会の提供。
LA4 報告組織の運営に関する変更(例:リストラクチャリング)の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順。	
安全衛生⁹	
LA5 労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行、ならびに「労働災害と職業病の記録と通知に関する ILO 行動規範」への適合性。	LA14 「労働安全衛生マネジメントシステムに関する ILO ガイドライン」の実質的遵守の立証。
LA6 経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会が対象としている従業員の割合。	LA15 職場の安全衛生に関する労働組合または真に従業員を代表する者・団体との公式な取り決めの記述と、これらの取り決めの対象

⁹ この側面に関する指標には、算出・計測のためのプロトコル(測定規定)が用意されている。詳細は www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp を参照。

必須(コア)指標	任意指標
LA7 一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数(下請け従業員を含む)。	となる従業員の割合。
LA8 HIV/AIDS についての方針およびプログラム(職域についてだけでなく全般的なもの)。	
教育研修	
LA9 従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間。 (例:上級管理職、中間管理職、専門職、技術職、事務職、生産、整備など)	LA16 雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述。
	LA17 技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム。
多様性と機会	
LA10 機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述。 機会均等の方針は、職場におけるいやがらせや歴史的差別に対する差別撤廃措置についても言及する。	
LA11 上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の構成。男女比率およびその他、多様性を示す文化的に適切な指標を含む。	

社会的パフォーマンス指標: 人権

必須(コア)指標	任意指標
方針とマネジメント	
HR1 業務上の人権問題の全側面に関する方針・ガイドライン・組織構成・手続きに関する記述(監視メカニズムと監視結果を含む) これら方針の世界人権宣言やILO 基本的人権規約など既存の国際基準への適合性についても言及すること。 鉱山・金属業向けの注釈 企業は以下の項目を立証すること。 <ul style="list-style-type: none"> 保安要員の行動規則が人権をめぐる原則に沿っていること その行動規則が保安要員(従業員もしくは業務受託者)に適用されていること 注:警備要員が関係した重大な事件・事故については、MM7に沿って報告すること。	HR8 業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修。 訓練形態、研修参加者数、平均研修期間を含めること。
HR2 投資および調達に関する意思決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証。	

必須(コア)指標	任意指標
<p>HR3 サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順(監視システムとその結果を含む)の記述。</p> <p>「人権パフォーマンス」は、GRI パフォーマンス指標の報告側面中、人権の側面を意味する。</p>	
差別対策	
<p>HR4 業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの記述(監視システムとその結果も含む)。</p>	
組合結成と団体交渉の自由	
<p>HR5 組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的に適用される範囲の記述。またこれらの問題に取り組むための手順・プログラムの記述。</p>	
児童労働¹⁰	
<p>HR6 ILO 条約第 138 号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。</p>	
強制・義務労働	
<p>HR7 強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。</p> <p>ILO 条約第 29 条第 2 項を参照。</p>	
懲罰慣行	
	<p>HR9 不服申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)の記述。</p> <p>供述と抗議のプロセスの記述。</p>
	<p>HR10 報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述(人権への影響を含むが、それに限定されない)。</p>
保安慣行	
	<p>HR11 保安担当職員への人権研修。研修の種類、研修受講者数、平均研修期間も含むこと。</p>

¹⁰ この側面に関する指標には、記述方法について規定するプロトコル(測定規定)の草案が公開されている。詳細は www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp を参照。

必須(コア)指標	任意指標
先住民の権利	
	<p>HR12 先住民のニーズに取り組む方針、ガイドライン、手順についての記述。</p> <p>従業員として雇用されている先住民と、組織が現在操業中および将来の操業が予定される地域の先住民が含まれる。</p>
	<p>HR13 共同運営している地域苦情処理制度／管轄機関の記述。</p>
	<p>HR14 事業地区からの営業収入のうち、地元地域社会に再配分される割合。</p>

社会的パフォーマンス指標:社会

必須(コア)指標	任意指標
地域社会	
<p>SO1 組織の活動による地域への影響管理方針、またその影響に配慮するための手続きやプログラム(監視システムや監視結果を含む)に関する記述。</p> <p>コミュニティ内のステークホルダーを特定し、対話を進めるための手続きに関する説明も含めること。</p> <p>鉱山・金属業向けの注釈</p> <p>報告にあたって、とくに次の課題について考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コミュニティ経済開発計画のプロセス(コミュニティの収入源、サービス・社会的インフラへのアクセス、資本・天然資源へのアクセス、継続教育・技能訓練へのアクセスを含む) • 貧困削減や環境保全などの活動を通じてコミュニティの暮らしに影響(例えば、資源アクセスへの影響)を及ぼす他の機関(NGO、コミュニティ組織、国際機関など)との連携 • 地元コミュニティ出身要員への訓練プログラム • 地元コミュニティの存続にかかわる資源(水、作物、野生生物など)の特定と保護に関する手順 	<p>SO4 社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰。</p>
贈収賄と汚職	
<p>SO2 贈収賄と汚職に関する方針、手順／マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システムの記述。</p> <p>また、「国際間取引における外務公務員の収賄防止に関する OECD 議定書」の必要条件を満たしているかについても記述すること。</p>	

必須(コア)指標	任意指標
政治献金	
SO3 政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順／マネジメントシステムと遵守システムの記述。	SO5 政党および政党候補への資金提供を主目的とした政党や団体への献金額。
競争と価格設定	
	SO6 反トラストと独占禁止法令に関わる訴訟の判決。
	SO7 不正競争行為を防ぐための組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述。

社会的パフォーマンス指標: 製品責任

必須(コア)指標	任意指標
顧客の安全衛生	
PR1 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順／プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。 製品のマーケティング・販売において複数基準が存在する場合は、その理由を説明すること。	PR4 顧客の安全衛生に関する規制への不適合、およびこれらの違反に課された処罰・罰金の件数と類型。
	PR5 製品とサービスの安全衛生を監督、規制する所轄機関、および同種の公的機関に報告されている苦情件数。
	PR6 報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞。 関連プロセスおよび基準の説明を含めること。
製品とサービス	
PR2 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述。	PR7 製品情報と品質表示に関する規制への不適合の件数と類型(これらの違反に課された処罰・罰金を含む)。
	PR8 顧客満足度に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述。 対象となる地域を明記すること。
広告	
	PR9 広告に関する規準や自主規範の遵守システムに関する方針、手順・マネジメントの記述。 対象となる地域を明記すること。
	PR10 広告、マーケティングに関する法律違反の件数と類型。

必須(コア)指標	任意指標
プライバシーの尊重	
PR3 消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。 方針の適応対象となる地域を明記すること。	PR11 消費者のプライバシー侵害に関して正当な根拠のある苦情件数。

鉱山・金属業向けの新しい指標

以下は、鉱山・金属企業の持続可能性報告書に含まれるべき内容として、ワーキンググループが作成した新しい指標である。

側面	新しい指標
コミュニティ (地域社会)	MM7 報告期間中に発生したコミュニティに影響する重大な事件・事故、およびそれらを解決するために使用した苦情処理メカニズムとその結果についての記述 注: 報告組織が「重大」と判断する定義を記載すること。
	MM8 事業の地域内で行われる小規模鉱山採掘(ASM)をめぐる、報告組織が関与するプログラムの記述
再定住	MM9 再定住に関する方針と活動についての記述。以下の項目を含む。 <ul style="list-style-type: none"> 再定住が実施された事業地の特定と事業地ごとの再定住世帯数 再定住と補償の慣行と、「非自発的移住に関する世界銀行業務指針」との整合度
事業場閉鎖	MM10 社会(労働力の移行を含む)・環境・経済的側面を網羅した閉鎖計画を備える事業場の数もしくは割合(%)。閉鎖をめぐる企業方針、ステークホルダーの参画プロセス、計画見直しの頻度を記述し、閉鎖時に備えた資金の額と種類を開示すること。
土地の権利	MM11 地元コミュニティの土地や慣習上の権利(先住民の権利を含む)を特定するプロセスと、紛争解決に使われる苦情処理メカニズムについての記述 注: 土地の権利にかかわる重大な事件は、MM7 に沿って報告すること。
緊急時に対する準備	MM12 従業員、コミュニティもしくは環境に影響を及ぼす緊急事態を想定し、これに備え、対応するためのアプローチについての記述。保有する技能、緊急対応チーム、教育、訓練、評価プロセス、コミュニティ参画の特徴に関する記述を含む。 注: 重大な事件・事故については、EN13 もしくは MM7 に沿って報告すること。
安全衛生 ¹¹	MM13 職業性疾病の新しい発生件数(種類別)。職業性疾病予防に関するプログラムを記述すること。

¹¹ 安全衛生に関する指標には、算出・計測のための「GRI 安全衛生プロトコル」が用意されている。指標の解釈に関しては、本補足文書ワーキンググループの議論も同プロトコルに反映されている。詳細は www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp を参照。

パートD: 用語解説およびGRIガイドラインの付属文書

GRIガイドラインのパートDには、以下の用語解説と付属文書が含まれている。

用語解説

GRIガイドライン日本語版: 64～69ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dglossary.asp

付属文書1: Global Reporting Initiativeの概要

GRIガイドライン日本語版: 70～72ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dannex1.asp

付属文書2: 持続可能性報告と財務報告の関連性

GRIガイドライン日本語版: 73～77ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dannex2.asp

付属文書3: GRIガイドラインの段階的適用の手引き

GRIガイドライン日本語版: 78～80ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dannex3.asp

付属文書4: 信憑性とその保証

GRIガイドライン日本語版: 81～84ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dannex4.asp

付属文書5: GRIの指標

GRIガイドライン日本語版: 85～89ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dannex5.asp

付属文書6: GRIガイドライン対照表

GRIガイドライン日本語版: 90～91ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dannex6.asp

付属文書7: GRIの指標に引用された国際協定類の参照ガイド

GRIガイドライン日本語版: 64～69ページ(用語解説に収録)

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/dannex7.asp

謝辞ならびに免責条項

GRIガイドライン日本語版: 92ページ

ウェブサイト(英語): www.globalreporting.org/guidelines/2002/acknlo_discl.asp

付録1: 報告書に必要な内容と作成方法について

この付録では、GRIガイドラインを利用した報告書に必要な内容の概要を示す。同様の内容がGRIガイドライン日本語版18～21ページに記載されている。

(英語はウェブサイトwww.globalreporting.org/guidelines/2002/a12.aspを参照)

次の課題に関して以下で取り上げる。

- 必須指標と任意指標
- ガイドラインの柔軟な適用
- GRI の枠組みに基づいた報告書の作成
- 報告の頻度と媒体
- 財務報告書
- 報告書の信憑性

必須指標と任意指標

GRI ガイドライン(2002 年版)のパフォーマンス指標は、必須(コア)指標と任意指標の2種類に分かれている。これらの指標は、GRI の協議プロセスを通じて、組織の経済・環境・社会的側面を測る重要な指標として作成された。この二つの指標は次のように区別されている。

必須(コア)指標

- 組織を問わず適用できるもの
- 幅広いステークホルダーに有益であるもの

必須(コア)指標は幅広い報告組織および報告書利用者を対象にしている。しかし、必須とすにあたっていくらか裁量の余地を残している。例えば、いくつかの必須指標については多くの組織には該当するが、該当しない組織もある。同様に、ある指標はほとんどのステークホルダーのニーズを網羅しているが、網羅していないものもある。今後、そのような指標は業種別補足文書の充実に伴い、そちらに移行していくと思われる。

任意指標

以下の条件に該当するもの

- 先進的な経済・環境・社会的側面の測定指標で、現在、少数の報告組織で使われているもの
- 特定の報告組織の重要なステークホルダーにとって有益なもの
- 将来的に必須指標に値すると考えられ、試行する価値があるもの

パート C セクション 5 の任意指標を使用することで、報告組織および GRI の測定方法の知識向上にも役立つであろう。これらの指標を利用した結果のフィードバックは、今後その指標を必須(コア)指標、業種別補足文書に含むか、GRI 指標から削除するかという判断材料にもなる。

ガイドラインの柔軟な適用

GRI は経験の有無にかかわらず、すべての報告組織がこのガイドラインを利用することを奨励する。はじめて報告する組織から、熟練した組織に至るまでが手引きとして利用できるように多様な選択肢を設けた構成とした。ガイドラインに「準拠して」報告するための原則から部分的な適用まで、選択肢の幅を持たせた。部分的な適用に関しては、ガイドラインにおける報告方

針または報告書内容の一部からはじめ、完全な適用まで段階的に進めるというものである。詳細は以降の項目に示している。

ガイドラインに「準拠した」報告書の作成

すでに高いレベルの報告を行う先進的な組織を対象に、報告書を「GRI ガイドラインに準拠したもの」として区別する条件も設けている。ガイドラインへの準拠は必須ではないが、現在、高度な報告書を発行する組織は増加しており、準拠可能な組織も多く存在すると思われる。準拠においては、GRI の枠組みにおける 2 大目標：

- 比較可能性
- 柔軟性

のバランスを取ることを目指している。

準拠の条件

報告書を、GRI ガイドライン(2002 年版)に「準拠」して作成したという表現を使う際は、次の 5 つの条件を満たしていなければならない。

1. パート C のセクション 1 から 3 の報告要素について記載していること
2. パート C のセクション 4 に示した「GRI ガイドライン対照表」を含んでいること
3. パート C のセクション 5 の必須(コア)指標を
 - a) 報告していること
 - b) 指標を省略している場合は必ず理由を明記していること
4. 報告書がパート B で示される原則に沿っていること
5. 「本報告書は GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002 に準拠しており、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスをバランスよく、また適切に表している」という最高責任者の声明を含むこと

比較可能性は GRI 発足以来の重要な使命であり、財務報告書のように確立された報告の枠組みを策定するという GRI の目標の達成にも欠かせない要素である。準拠の条件を設けることで、準拠を試みるすべての組織における共通の基準点を設けることができ、組織間の最大の比較可能性を得ることができると期待している。

GRI は、組織間の比較可能性を高める一方で、組織、業種による差は必然的に存在するので、各報告組織の特徴を考慮した柔軟性も必要と考えている。したがって、GRI の枠組みはこれらの違いを反映できるように十分な柔軟性を持たなければならない。

準拠の目的を達成するためには比較可能性と柔軟性という二つの目標のバランスを考えた上での透明性が重要になる。報告組織はガイドライン(特に必須指標)をどのように利用したかということを明示する必要がある。そして、その評価は報告書の利用者に委ねられる。

ある指標を使用しないという適切な理由がある場合には、報告書組織は、できれば報告書内の「GRI ガイドライン対照表」か、その周辺で、理由を明示しなければならない。例えば、企業秘密の保護、必要なデータを収集するシステムの欠如、指標が組織の事業活動に適切でない、などの理由が考えられる。理由の説明とともに、省略した各必須指標の将来的な報告計画も記載するとよい。また、同じ理由でいくつかの指標が削除される場合は、それらをまとめて記載したり、関連する説明をリンクして記載してもよい。

ある必須(コア)指標が報告されていなかったとしても、適切な理由が明示されている限り、ガイドラインに準拠していると見なすことができると GRI は考えている。現時点では、GRI が準拠に対する認証を行ったり、指標を使用しない理由の検証を行うことはないが、読者が、準拠を選

んだ報告組織を上の 5 つの条件に照らし合わせ、それに基づいた評価を下すことを考慮しなければならない。

ガイドラインの段階的適用

経済・環境・社会性の総合的な報告というのはまだまだ歴史も浅く、多くの組織は試行錯誤の段階にある。このような組織では、それぞれのできる範囲での段階的なアプローチが適していると思われる(パート D 付属文書 3 参照)。つまり、はじめから GRI ガイドラインで求められているすべての内容を取り入れるのではなく、GRI の枠組みをベースにまず報告書を作成し、段階的に報告範囲、透明性、構造を向上していくのである。

例えば、初めて報告書を作成する場合はパフォーマンス指標(パート C)の一部を導入するという方針で作成し、指標ごとの削除の理由を省いてもよいだろう。そして、徐々に報告原則や利用する指標の数を増やし、総合的な経済・環境・社会的パフォーマンスの報告に近づけていくこともできる。段階的なアプローチを選択する場合でも、報告書の中で GRI ガイドラインを参考にしたと表記してもよい。ただし、段階的な適用においては「準拠」という表現や「本報告書は GRI ガイドライン(2002 年版)に準拠しており、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスをバランスよく、また適切に表している」という最高責任者の声明を含んではならない。これらは完全に準拠の条件を満たしたときのみ利用に限る。

以上のように、GRI は報告組織の幅広い経験や能力を考慮し、各組織が最も適した方法で報告できるような手引きを目指している。時間と経験を経て、どの段階にある組織も徐々に GRI の枠組みの原則と内容の両方を満たす総合的な報告書を作成することが可能になるだろう。同時に GRI も報告組織や報告書利用者から多くを学び、継続的にガイドラインを改善していく。

付録 2: 報告に関する一般的な注意

この付録では、持続可能性報告書の作成方法や表示に関連する共通課題の一部について、GRIガイドラインの利用に関する一般的な方針や報告書に必要な内容の概要を示す。これらの記述は、GRIガイドライン日本語版38ページに含まれている。

(英語はウェブサイトwww.globalreporting.org/guidelines/2002/c34.aspを参照)

- 1. 「報告組織の範囲」(バウンダリー):** ガイドラインを用いる組織は、往々にして複雑な内部構造、多様な子会社、合併会社や海外事業などを有する場合がある。「報告組織の範囲」が、組織の経済・環境・社会的「フットプリント(影響範囲)」(すなわち、組織の経済・環境・社会的影響の全範囲)に合致するよう、特に注意を払うべきである。相違点があれば、その説明をすべきである。
- 2. プロトコル(測定規定)の利用:** ガイドラインに盛り込まれている指標に基づいて報告する際には、報告者は利用可能な限り GRI のプロトコル(測定規定)を用いるべきである。いくつかの GRI 指標については、2002 年にプロトコルの作成が開始されており、パイロット版や作成中の草案が www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp (英文) で公開されている。GRI では、プロトコルを引き続き開発する必要があるとみており、現在あるプロトコルは、これから続く多くのプロトコルの第一陣である。報告組織は、いずれの理由であれ既存の GRI プロトコルを用いない場合、データ編集のための測定のルールおよび方法について明確に記載するべきである。報告書作成の時点では公式の GRI プロトコルがないという場合には、報告組織は可能な限り国際基準および条約を参照し、最善の専門的判断を用いるべきである。
- 3. 測定尺度(メトリックス):** 報告データは、標準の変換係数を用いて計算し、一般に広く受け入れられている国際的な測定尺度(例えば、キログラム、トン、リットルなど)により表示するべきである。他の測定基準を用いる場合には、報告書に換算情報を掲載し、世界中の利用者が換算できるようにするべきである。
- 4. 期間および目標:** 可能な限り、報告書には、利用者が現在および将来の動向を理解できるような方法で、すべてのパフォーマンス指標の情報を表示するべきである。少なくとも報告組織は、当該報告期間(たとえば、1 年間)と過去 2 期分以上のパフォーマンス情報を示すべきである。またすでに設定されている場合には将来の目標も表示するべきである。こうした情報により、個々の情報の意味を理解するうえで不可欠な背景を知ることができる。可能であれば、業界平均との比較もまた有益な背景を提供することができる。
- 5. 絶対値/標準化された値:** 一般的な原則として、報告組織は、絶対値により指標データを表示し、補足情報として比率または標準化された値を利用すべきである。標準化された値のみの提供では、一部のステークホルダーにとっては最も関心の高い情報である絶対値を覆い隠しかねない。しかし、絶対値データが提供されれば、利用者はパート C の「2 報告組織の概要」の情報を用い、自分で標準化された値を計算することができる。とはいえ、GRI は比率として表示されるデータの有用性をはっきりと認識している。パフォーマンスの傾向を伝えるために、あるいは持続可能性の二つ以上の側面にわたるパフォーマンスを明示するためには、比率データは絶対値データとともに有用だろう。比率を含めるに当たっては、報告書内から、あるいは該当する場合はパート C の「2 報告組織の概要」からの標準化要素を用いる必要がある。比率に関する詳細情報は、パート D 付属文書 5 を参照されたい。
- 6. 統合と分解:** 報告組織は、指標データの統合(合算)についての適切な基準を定めることが必要である。例えば、指標は、組織の全世界でのパフォーマンスから、子会社ごと、事業を行っている国ごと、または個々の施設ごとにまでも分解して、表示することができる。分解された(例えば、国ごとあるいはサイトベースの)報告データが持つ潜在的付加価値

と報告負担のバランスをとることが必要である。情報を統合(合算)することにより、利用者にとってきわめて大きな価値が失われかねないし、また特定事業分野における著しく優れた、あるいは劣ったパフォーマンスを覆い隠してしまう恐れもある。一般的に、報告組織は、ステークホルダーとの協議により決められた、妥当かつ有用な程度まで情報を分解すべきである。統合と分解との妥当な水準は、それぞれの指標によって異なるものである。

7. **図表**: 図表を用いることにより、報告書の質を高めることができる。しかし、図表によって、不用意に読者にデータと各実績を誤解させることがないように、注意が払われるべきである。グラフ軸、縮尺、データ(図表化のため、生データから比率および指数への換算など)、また着色や様々なグラフとチャートの選択には注意を要する。図表は、文章と、解説による情報開示を補足するものであって、これらを置換するものではない。一般に、図表による表示には、併記か、付録への収載により生データが付随されるべきである。図表には、その元データを常に明示しなければならない。
8. **報告書の概要**: GRI は、報告書に「報告書の概要」を含めるよう勧めている。これは、パート B の報告書の諸原則に一致して、報告書内の資料を用い、実質的に報告書の内容に合致していなくてはならない。

付録3: 鉱山・金属業補足文書の作成プロセス

GRIでは2001年、GRIガイドラインという基礎の上に業種ごとのガイダンスが必要ではないかとの強い声に応え、業種別補足文書の作成に着手した。補足文書は、特定業種の持続可能性報告に欠かせない内容だが、ガイドライン本体には取り上げられていない課題を捕捉するものである。GRIの報告枠組みでは、ガイドラインと補足文書双方の発展により、業種内あるいは業種を超えた組織間の比較を可能にしていく。

本補足文書は、GRIとICMMが共同で組織した、多様なステークホルダーからなるワーキンググループによって作成された。グループは、企業・市民組織・労働組合・機関投資家など多様な組織に所属する個人から構成され、地理的なバランスも考慮されている。メンバーの一覧を付録4(42ページ)に掲載した。

ワーキンググループは第1回の会合を2003年10月に開き、現在の持続可能性報告書の現状とGRIガイドラインの内容、補足文書で網羅すべき内容範囲、鉱山・金属産業に関連する課題について検討を加えた。2004年2月に開かれた第2回会合、同4月の第3回会合では、考えうるパフォーマンス指標の特定と補足文書の作成を行った。

第3回会合に続いて、補足文書の草案を公開し、11週間にわたりパブリックコメントを募った。北米・南米・欧州・オーストラリア・南アフリカの企業、労組、研究者、NGOを代表する39団体・個人からコメントが寄せられた。草案は英語とスペイン語で提供、スペイン語で届いた3つのコメントは英語に翻訳した。さらにパブリックコメント期間中に、グループメンバーが米国・英国にて3つのコンサルテーション会合を開催した。ワーキンググループでは、時間を掛けてコメントを提供して下さった個人や団体に大いに感謝している。

最終の第4回会合は、2004年9月にロンドンで開催した。ワーキンググループは集まったコメントを吟味し、補足文書パイロット版の中身について合意に達した。非常に多岐にわたったフィードバックが寄せられ、コメントを集約し見直す中で数々の主要課題が浮かび上がった。グループは同会合の冒頭で、コメントを考慮する際の原則を策定した。パブリックコメントで取り上げられた主な課題の要約とこの原則は、GRIウェブサイト www.globalreporting.org にて公開している。

補足文書パイロット版の発行に続き、実際の文書活用によって浮かび上がる課題を捉えるため、GRIでは専門助言委員会(TAC)の監督の下にフィードバック・プロセス(SFP)を設ける。このプロセスでは、補足文書の活用によるフィードバックを得るため、報告書作成組織および報告書活用者の幅広い参画を募る。集まったフィードバックに基づき、TACが“最終版”として発行する前にさらなる改訂やコンサルテーションが必要かどうかを審査し、GRI理事会に勧告を提出する。GRIでは、本補足文書のSFPを2005~06年に開始する予定で、その際には新たに参加者を募集する。

こうした文書作成プロセスは、国際基準作成に一般的に用いられる形式に則り、1999年以来GRIガイドラインの開発に適用してきた基本ステップを踏襲したものである。しかし、“最終版”発行後も、ガイドラインを含むすべてのGRI文書に適用される、評価→テスト→改訂のサイクルは継続される。GRIでは将来の文書改訂に当たり、内容の継続性を十分に考慮する。

GRIは、報告書の作成・評価にあたり、本補足文書パイロット版の活用を強く推奨する。実践経験から学ぶことがGRIの報告枠組みの継続的改善へのかぎであり、業種別補足文書においてもそれは例外ではない。ICMM会員および会員外企業と多くのステークホルダーがGRIのマルチ・ステークホルダー・プロセスを通じ約1年かけて作成した本文書は、鉱山・金属産業における持続可能性パフォーマンス指標において、今日可能な限りの英知を集めたものである。

GRIは、本文書の作成に参加したすべてのステークホルダーに深い感謝の意を表し、今後とも参加者との交流を継続したいと考えている。また、他業種での補足文書作成の機会提供も歓迎する。

付録 4: GRI-ICMM ワーキンググループ・メンバー

- アンドリュー・ヴィカーマン** (Andrew Vickerman)
リオ・テイント社[産業側議長]
- マックスウェル・ゴメラ** (Maxwell Gomera)
国際自然保護連合 (IUCN) 南アフリカプログラム[非産業側議長]
- フランク・アーモンド** (Frank Almond)
世界自然保護基金 (WWF)
- デーブ・ベーカー** (Dave Baker)¹²
ニューモント・マイニング社
- サイモン・ビレンネス** (Simon Billenness)
オックスファム・インターナショナル
- マウリシオ・ボーン** (Mauricio Born)
アルコア社
- ピーター・ブラッドショー** (Peter Bradshaw)
ファーストポイント・ミネラル社
- イアン・エムズリー** (Ian Emsley)
アングロ・アメリカン社
- 金井 俊治**
住友金属鉱山株式会社
- ロブ・レイク** (Rob Lake)
ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ
- ジュリー・マクドウェル** (Julie McDowell)
スタンダード・ライフ・インベストメント
- グレン・ムプファン** (Glen Mpufane)
南アフリカ鉱山労働者組合 (NUM)
- カルヴィン・プライス** (Calvin Price)
プレーサー・ドーム社
- マイケル・レイ** (Michael Rae)
採鉱認証・評価プロジェクト
- ジョー・レンダー** (Jo Render)
先住民コミュニティー・コンサルタント
- クリストファー・シェルドン** (Christopher Sheldon)
国際金融公社 (IFC、世界銀行グループ)
- レオナルド・サージェス** (Leonard Surges)
ノランダ社
- バート・スウェネン** (Bert Swennen)
ユミコア社
- イアン・ウッド** (Ian Wood)
BHP ビリトン社

¹² デーブ・ベーカーの代理として、ヘレン・マクドナルド (Helen Macdonald) が 3 回の会合に出席した。